

相談支援専門員・ サービス管理責任者等に係る研修について

1 相談支援従事者研修

相談支援従事者研修

研修課程	目的・内容	受講対象者
初任者研修 (7日間)	相談支援専門員の資格取得	相談支援業務に従事する予定がある者
現任研修 (4日間)	相談支援専門員の資格更新 (5年ごと)	次のいずれかを満たす者 1 受講開始日前の5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。 2 現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事している。(受講が2回目以降の場合) ※ 令和2年3月31日までに資格を取得していた方が令和2年4月1日以降に受講する初回の現任研修ではいずれも不要
専門コース別研修 (1日間又は2日間)	相談支援専門員の資質向上	現に相談支援業務に従事している者
主任研修 (5日間)	主任相談支援専門員の資格取得	現任研修を修了し、3年以上の相談支援の実務経験がある者 (市町村推薦, 事前課題による審査あり)

2 サービス管理責任者研修 児童発達支援管理者研修

1 平成31年度以降に資格を取得する方へ

研修課程	目的・内容	受講対象者
基礎研修 (4日間)	実践研修の受講資格の取得	一定の実務経験※を有する者 ※従事するための実務経験マイナス2年の時点から受講可

2年間以上の実務経験

研修課程	目的・内容	受講対象者
実践研修 (2日間)	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格取得	基礎研修を修了後、実践研修の受講前5年以内に2年間以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある者

5年度ごと

研修課程	目的・内容	受講対象者
更新研修 (1日間)	資格の更新 (5年度ごとに繰り返し)	①実践研修の修了者 又は ②平成30年度までの旧研修の修了者

実務経験について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験として算定できる事業・施設等は、厚生労働省告示に定められたものが対象です。

(例) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業 など

(厚生労働省告示)

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8498&dataType=0&pageNo=1

- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1

ご自身の職歴がいずれの事業・施設等に当たるかご不明な場合は、従事している（していた）事業所等の管理者等へお尋ねください。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数		
			国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示一イ(1)(一)]	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示一イ(1)(二)]	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上		8年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者			
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マツ

サージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
			国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示一(1)(一)]	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	/	5年以上
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所（身体・知的）、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設（障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者			
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		5年以上	8年以上	
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示一(1)(二)]	(1) 障害者支援施設、児童入所施設（障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者			
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					

※1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者

出展：厚生労働省「令和元年度サービス管理責任者等指導者養成研修」

http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2019/servicekanri_siryuu.html

2 平成30年度までに資格を取得していた方へ

- 平成30年度までの旧研修の修了者は、令和6年3月31日まではサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者と見なします。
- 令和6年4月1日以降もサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、**令和6年3月31日までに更新研修を修了**し、その後5年度ごとに更新研修を繰り返し修了する必要があります。

3 研修の見直しに関するQ&A

(実践研修の受講に必要な要件)

問1 基礎研修修了後、実践研修受講に必要な通算2年間以上の業務とは、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が行う個別支援計画の原案作成に係る業務に限られるのか。

厚生労働省告示において、「相談支援の業務又は直接支援の業務」としており、必ずしも個別支援計画の原案作成等の業務のみに限られない。

(研修分野統合について)

問2 従来のサービス管理責任者研修の各分野（介護，地域生活（身体），地域生活（知的・精神）及び就労の各分野）及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一することのだが，サービス管理責任者が児童発達支援管理責任者にもなれるということか。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件は，それぞれの告示において，①実務経験者であること及び②研修修了者であることを規定している。

研修の見直し後，②の要件は統一される。

一方，①の要件については，これまでと同様，それぞれの要件が必要になる。

4 基礎研修のみ修了した者の取り扱い

**基礎研修は実践研修の受講資格を取得するための研修です。
実践研修まで修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援
管理責任者として従事できません。**

（例外1）令和4年3月31日までに基礎研修を修了し、かつ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験を有している場合（基礎研修の修了日から3年以内に限ります。）

（例外2）正式なサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が同じ事業所等に配置されている場合

各研修の日程について

募集・開催時期は，令和5年5月以降に
県又は業務受託者のウェブサイトで公表予定